

## 支援事業・制度の概要

分野	④環境、⑤保健・医療・福祉、⑥安全・安心、⑨まちづくり、⑩その他
活用する場面	Ⅷその他
事業・制度の名称	集落支援員
趣旨	市町村が集落の現状に絶えず目配りをし、住民と行政の強力なパートナーシップを形成して、集落対策に取り組んでいくために、集落支援員を推進。
対象者	集落支援員としては、行政経験者、農業委員・普及指導員などの農業関係業務の経験者、経営指導員経験者、NPO関係者など、地域の実情に詳しい身近な人材を活用。地域の実情に応じ、当該市町村外の人材を登用することも可。
集落支援員を活用した集落対策	<p>1 集落点検の実施 集落支援員と住民により、地区を担当する市町村職員などの協力を得ながら、集落点検チェックシートなどを活用して「集落点検」を実施</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>2 集落のあり方についての話し合いの促進 住民と住民・住民と市町村の間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての話し合いを促進。話し合いには、集落支援員がアドバイザー・コーディネーターとして参画し、支援</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>3 地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策 「集落点検」や「話し合い」の結果も踏まえ、身近な生活交通の確保、高齢者の見守りサービスの実施、伝統文化の検証、地域資源を活かしたコミュニティ・ビジネスの振興、都市との教育交流、複数集落の連携体制づくりなど、住民と市町村の協働による地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策を推進</p>
国による支援	<p>集落支援員1人あたり350万円(報償費等について200万円)の特別交付税措置(自治会長等と兼務の場合は40万円)</p> <p>&lt;必要経費の例&gt;</p> <p>(1)集落支援員の設置に要する経費 報酬、活動旅費、連絡のための会議費等</p> <p>(2)集落点検の実施に要する経費 点検項目検討費、点検・アンケート票印刷代、調査委託費</p> <p>(3)集落における話し合いの実施に要する経費 「話し合いの場」会議運営費(資料印刷代、集落支援員や外部有識者など話し合いのコーディネーター謝金・旅費)</p>
最近の実績 (特別交付税措置)	H22 八幡浜市、西予市、上島町、内子町 H23 八幡浜市、西予市、上島町、内子町 H24 八幡浜市、西予市、上島町、内子町
県の担当窓口	地域政策課地域づくり支援グループ TEL:089-912-2261 FAX:089-912-2969 E-mail:chiikiseisak@pref.ehime.jp
関係省庁、団体等	総務省行政局過疎対策室
関係URL	<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasomain0_080801_1.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/pdf/kasomain0_080801_1.pdf</a>